

2021年1月13日
全国港湾20発第52号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長



全国港湾第13回中央委員会並びに第7回中央執行委員会の開催について

標記について、既報(第49号)を下記の通り変更し、開催いたします。

記

1月12日に開催した第6回中央執行委員会(リモート併用)で、第13回中央委員会及び第7回中央執行委員会の開催について検討を行った。政府が1月7日に緊急事態宣言を発令、期限は1月8日から2月7日までとした事態を受け、コロナ感染対策とあわせ、中央委員会及び第7回中執会議の開催について下記の通り確認した。

1. 第13回中央委員会の開催について

(1) 第13回中央執行委員会及び第14回定期大会開催に向け検討について

- ① 連合会規約14条、17条に疫病感染拡大・大規模自然災害など緊急事態対応する規定として「緊急特例処置」を新たに連合会規約に設ける。また、第22条(中央執行委員会)に委任状の措置を設けることを、第14回定期大会で決定する。
- ② 上記にもとづき、この効力は第14回定期大会で事後承認を得ることを前提にするものの、コロナ禍・緊急事態宣言の状況に鑑み、当面する第7回中央執行委員会及び第13回中央委員会から施行する。

(2) 開催方法について

- ① 緊急事態を踏まえ、基本的には文書による開催・決議とする。
- ② 議長団は、検数労連と大港労組の中央委員に要請する。
- ③ 中央委員会は、中央執行委員と議長団がシーパレスに集まり、単組及び15地区港湾はオンライン(Zoomミーティング)参加とし、質疑応答を行わない。
- ④ 中央委員会では、事前に提出された議案に対する意見や質問に答弁する形式で開催し、決議する。
- ⑤ したがって、各中央委員に対して「委任状」、「議決権行使書」及び、「事前意見・質疑」の提出を求める。

(3) 各単組・地区港湾への要請と開催準備について

- ① 中央委員の登録は、1月18日を厳守すること。
- ② 全国港湾書記局は、登録確認後、上記(1)の諸事項(緊急特例処置等)と第14回定期大会での事後承認を前提に、その規約改正内容の暫定適用及び中央委員会議案に関して、

「委任状」、「議決権行使書」及び「事前意見・質疑」等の実用書類を送付し、準備を整える。

- ③ 各単組・地区港湾は、添付書類[緊急特例処置規定(案)、規約の一部改正(案)、委任状、議決権行使書、意見書等]を各単組・地区港湾選出の中央委員に配布すること。
- ④ 中央委員は、事前に配布された「委任状」、「議決権行使書」及び「事前意見・質疑」に必要事項を記入し、2月3日までに返送するよう要請する。なお、各単組・地区港湾単位で集約し、全国港湾書記局まで送付すること。送付方法は、FAX、メール、郵送のいずれかによる。

2. 第13回中央委員会の開催手順について

- (1) 上記の確認を付して、第13回中央委員会を開催する
 - ① 日 時 2021年2月9日(火)14:30~17:00(予定)
 - ② 場 所 豊橋市/シーパレス日港福
- (2) 書面会議となるので、中央委員は、委任状、議決権行使書及び事前意見・質疑の提出を要請する

3. 第7回中央執行委員会の開催について

- (1) 日 時 2021年2月9日(火) 13:00~14:15
- (2) 場 所 豊橋市/シーパレス日港福
- (3) その他
 - ① 出席できない場合、委任状を提出する。
 - ② 原則として、PCR検査を受けること。(費用は全国港湾負担とする)
 - ③ 中央委員会及び中央執行委員会出席者は原則日帰りとする。

以 上

- <別添>
 - ① 緊急特例処置規定(案)
 - ② 現行規約の一部改正(案)
 - ③ 委任状
 - ④ 議決権行使書
 - ⑤ 事前意見・質疑用紙
 - ⑥ 請求書(交通費)